

愛知県農薬管理指導士認定事業実施要綱

第1 趣旨

農作物等の安定的な生産及び管理にとって不可欠かつ基礎的な資材である農薬については、その取扱い及び使用に当たり十分な安全性の確保を図ることが必要である。このため、農薬の販売者にあつては、農薬を単に販売するのみでなく、農薬使用者に対する安全な使用方法についての的確な助言を行うこと、防除業者及びゴルフ場農薬使用者にあつては、広範な地域において反復継続して病害虫や雑草の防除を行うことから、地域環境にも十分配慮した農薬の使用を行うことが強く求められている。

この様な観点から県は、農薬使用者に直接接する農薬販売者、農薬による防除を専門とする防除業者、ゴルフ場農薬使用者及び農薬使用について指導又は助言を行う立場にある者（以下「農薬取扱者」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者の資質の一層の向上を図り、農薬の安全性確保のための指導者を育成する。

第2 事業の実施

1 農薬管理指導士の任務

農薬管理指導士は、次に掲げる事項に留意し、適正な農薬使用を推進するものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (3) 農薬取締法第25条に基づき農林水産省令・環境省令をもって定められた農薬使用基準を遵守した安全使用
- (4) 農薬取締法第26条で指定された水質汚濁性農薬の安全使用
- (5) 農薬の適正な保管・管理
- (6) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物及び劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (7) 事故例が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (8) 県農業病害虫防除の手引等に基づく病害虫・雑草の防除

2 農薬管理指導士認定等

(1) 農薬管理指導士認定会議の開催

ア 知事は、第2の2(2)で定める農薬管理指導士養成研修及び農薬管理指導士更新研修並びに第2の2(6)で定める農薬管理指導士認定試験を実施す

るため、農薬管理指導士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催する。

イ 認定会議の開催は、別に定める農薬管理指導士認定会議開催要領によるものとする。

（２）研修の実施

ア 農薬管理指導士養成研修

知事は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対して、第２の１の遂行に必要な識見を修得させるため農薬管理指導士養成研修を実施する。

イ 農薬管理指導士更新研修

知事は、第２の２（７）イで定める農薬管理指導士の認定有効期間が満了する農薬取扱者で認定有効期間を更新しようとする者及び第２の２（７）ア（イ）に基づく認定を受けようとする者並びに農薬管理指導士の認定失効後１年以内の者で再認定を受けようとする者に対して、農薬管理指導士更新研修を実施する。

（３）農薬管理指導士養成研修の受講資格

農薬管理指導士養成研修の受講資格は、満１８歳以上で、勤務する事業所の所在地が愛知県内にあり、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条の第６号に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

ア 農薬販売者 農薬の販売業務の実務経験が概ね２年以上

イ 防除業者 防除業務の実務経験が概ね２年以上

ウ ゴルフ場農薬使用者 ゴルフ場における農薬使用の実務経験が概ね２年以上

エ 農薬使用について指導又は助言を行う立場にある者 農薬使用についての指導的業務の実務経験が概ね２年以上

（４）研修の受講手続

第２の２（２）の研修を受講しようとする農薬取扱者は、農薬管理指導士養成研修受講申請書（様式第１）又は農薬管理指導士更新研修受講申請書（様式第２）に、所定事項を記入の上、知事あてに受講申請をする。

（５）研修受講決定の通知

受講申請に対する受講決定の通知は、農薬管理指導士養成（更新）研修受講の送付をもって行う。

(6) 農薬管理指導士認定試験の実施

知事は、農薬管理指導士養成研修の修了者に対して、研修内容の修得の度合を判定するため、農薬管理指導士認定試験（以下「試験」という。）を実施する。

(7) 農薬管理指導士の認定及び更新

ア 認定

(ア) 知事は、試験の結果について認定会議で定めた合格判定基準に基づき、合格者を決定し、これを農薬管理指導士として認定する。

(イ) 知事は、他の都道府県又は民間団体が実施している本事業と同種の事業により認定された農薬取扱者であって、第2の2(3)の要件を満たす者のうち、農薬管理指導士更新研修を受講した者について認定会議の審査結果を経た後、これを農薬管理指導士として認定する。

イ 更新及び再認定

知事は、認定有効期間満了日の前1年の間に、農薬管理指導士が農薬管理指導士更新研修を受講すれば、認定の更新ができる。ただし、認定失効後1年以内に更新研修を受講すれば、農薬管理指導士の再認定を受けることができる。

ウ 認定有効期間

農薬管理指導士の認定有効期間は、認定又は更新若しくは再認定の日から5年後の3月31日までとする。

(8) 認定の取消し

知事は、農薬管理指導士が農薬取締法違反をした場合、別に定める基準にもとづき、農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。また、農薬管理指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合、認定会議の意見を聴いて農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

(9) 認定証の交付、再交付及び返納

ア 認定証の交付

知事は、農薬管理指導士として認定した者に対して、認定証（様式第3）を交付する。

イ 認定証の再交付

(ア) 認定証を滅失又は汚損した農薬管理指導士は、農薬管理指導士認定証再交付申請書（様式第4）により、知事に認定証の再交付を申請することができる。

(イ) 知事は、第2の2(9)イ(ア)による申請書の提出があった場合、認定証を再交付することができる。

ウ 認定証の返納

農薬管理指導士である者が、第2の2（8）による認定の取消しを受けた場合は速やかに認定証を知事に返納する。

(10) 住所等変更の届出

農薬管理指導士養成研修受講申請書又は農薬管理指導士更新研修受講申請書の記載事項に変更があった農薬管理指導士は、農薬管理指導士住所等変更届出書（様式第5）を速やかに知事あてに提出する。

3 店頭標示

農薬管理指導士を設置している農薬販売所、防除事業者又はゴルフ場事業者は、その旨を示す標示（様式第6）を店頭に掲げることができる。

第3 対象除外者

防除業者の内、植物検疫くん蒸を行う防除業者及び航空機を利用して農薬散布を行う防除業者については、本事業の対象から除外するものとする。

第4 推進体制

- 1 本事業の円滑な推進を図るため、農薬管理指導士認定会議を開催する。
- 2 農薬管理指導士認定会議の開催は、別に定める農薬管理指導士認定会議開催要領によるものとする。

第5 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、認定会議に諮り別に定める。

附則

この要綱は、昭和62年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年10月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年11月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年11月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年10月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年10月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

「農薬取締法違反の場合の農薬管理指導士認定取消基準について」

愛知県農薬管理指導士認定事業実施要綱第2の(8)の「別に定める基準」を、下記のとおり定める。

記

1. 認定取消の対象となる農薬取締法条項は、販売者にあつては、第17条（販売者の届出）、第18条第1項（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等[表示]）、第18条第2項（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止[表示の変更]）、第20条（帳簿）、第21条（虚偽の宣伝等の禁止）、第29条第1項及び第3項（報告及び検査）、防除業者及びゴルフ場農薬使用者にあつては、第24条（使用の禁止）、第25条第3項（農薬の使用の規制）、第29条第1項及び第3項（報告及び検査）とし、これらの条項に違反した場合、農薬管理指導士の認定を取り消す。

ただし、第17条（販売者の届出）、第20条（帳簿）については、農薬取締職員による指導でも改善しなかった場合、これを対象とする。

2. 認定取消の範囲は、次のとおりとする。

(1) 経営者（個人を含む）のみが違反した場合は、経営者のみとする。

(2) 従業員が違反した場合で、経営者の指示によるものは、経営者と従業員とする。

(3) 従業員が違反した場合で、従業員の判断によるものは、関与した全ての従業員（ただし、経営者が重大な監督責務を怠った場合は、これも対象とする。）とする。

なお、農薬管理指導士の取消根拠は、農薬取締法第29条第1項に基づく立入検査調書による。

*受講番号	
-------	--

愛知県農薬管理指導士養成研修受講申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

愛知県農薬管理指導士養成研修を受講したいので、申請します。

写 真

申請前6か月
以内に撮影し
た正面上半身

ふりがな
氏 名

住 所	〒
電話番号	
生年月日	年 月 日
勤務先の名称	
勤務先の所在地 及び電話番号	〒 TEL ()
メールアドレス	

*は記入しないでください。

今回収集した個人情報は、愛知県農薬管理指導士にかかる業務以外に使用しません。

[実務経験年数証明欄]

申請者は、 年 月から 年 月までの 年 か月間、

- 農薬販売業務
 - 防除業務
 - ゴルフ場農薬使用業務
 - 農薬使用についての指導的業務
- } に従事していることを証明する。

※従事している業務に☑マークをつける。

勤務先住所地

勤務先名称

勤務先代表者

注 申請者が農薬販売者又はその従業員である場合は、農薬販売届の写しを添付すること（毒物劇物販売業登録票ではありません）。

*受講番号	
-------	--

愛知県農薬管理指導士更新研修受講申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

愛知県農薬管理指導士更新研修を受講したいので、申請します。

ふりがな
氏 名

住 所	〒				
電話番号			認定番号		
生年月日	年 月 日				
勤務先の名称					
勤務先の所在地 及び電話番号	〒 TEL ()				
メールアドレス (オンライン受講を希望する方は必須)					
参加希望方式 (希望する方にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)					
<input type="checkbox"/>	オンライン受講	(注) 団体に所属していない方でオンライン受講を希望する方は、 あいち電子申請・届出システムから申し込んでください。			
<input type="checkbox"/>	会場受講 (受講希望回)	第1 希望	第	回	第2 希望
				第	回

*は記入しないでください。

今回収集した個人情報は、愛知県農薬管理指導士にかかる業務以外に使用しません。

認 定 証

氏 名 様

あなたを愛知県農薬管理
指導士として認定します。

ただし、認定有効期間は
年 月 日までとし
ます。

年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○

再交付 再交付年月日 年 月 日※

※ 再交付の場合に付記する。

様式第 4

愛知県農薬管理指導士認定証再交付申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
氏 名
電話番号
勤務先所在地
名 称
電話番号
メールアドレス

愛知県農薬管理指導士認定証の再交付を申請します。

記

1 再交付申請理由

2 認定番号

愛知県農薬管理指導士住所等変更届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

認定番号

氏 名

下記のとおり変更になりましたので届け出ます。

記

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

氏 名	
自宅住所	〒
電話番号	
勤務先の名称	
勤務先の所在地 及び電話番号	〒 TEL ()
メールアドレス	

今回収集した個人情報は、愛知県農薬管理指導士にかかる業務以外に使用しません。

農 薬 管 理 指 導 士

愛 知 県 知 事 認 定 第 号

(規格) 縦 1.1 cm、横 2.3 cm